

中部運輸局自動車交通部

平成30年9月5日 14時00分発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官  
岡田、大石、加藤 TEL 052-952-8038  
中部運輸局 岐阜運輸支局輸送・監査担当  
河合、片岡、細川 TEL 058-279-3714  
中部運輸局 三重運輸支局輸送・監査担当  
久世、北口、岸井 TEL 059-234-8413

同時発表：三重県政記者クラブ

乗合バス事業者に対する文書警告について

中部運輸局では、平成30年7月期を一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する乗合バス事業者）を対象とした集中監査月間として定め、これに基づき監査を実施しましたが、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、下記事業者に対して文書による警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等の内容

平成30年9月5日付け 中部運輸局長名による文書警告

2. 事業者の住所、氏名又は名称

(1) 三重県四日市市富田三丁目22番地83号

三岐鉄道株式会社 取締役社長 日比 義三

(2) 三重県四日市市海山道町三丁目80番地

中日臨海バス株式会社 代表取締役 森川 道博

(3) 三重県桑名市大字小貝須字新堀北1604番地

八風バス株式会社 代表取締役 竹谷 賢一

(4) 三重県多気郡明和町山大淀2578番地3

アケミ交通有限会社 代表取締役 広脇 太

(5) 岐阜県岐阜市九重町四丁目20番地

岐阜乗合自動車株式会社 代表取締役 黒川 公男

※詳細は別紙(1)～(5)を参照

以上

(別紙1)

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：三岐鉄道株式会社（取締役社長 日比 義三）

住 所：三重県四日市市富田三丁目2番地83号

営業所：富田営業所（三重県四日市市富田三丁目219番地）

2. 行政処分等の内容

平成30年9月5日付け 中部運輸局長名による文書警告

3. 監査実施日及び監査営業所並びに監査実施の端緒

平成30年7月6日 富田営業所（7月期集中監査月間）

4. 違反内容及び違反条項

(1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省令告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

(2) 乗務員の健康状態の把握をしていなかった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

(3) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

(4) 乗務員台帳の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則37条第1項)

(5) 輸送実績報告書を提出していなかった。

(道路運送法第94条第1項、旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 0点

(別紙2)

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：中日臨海バス株式会社（代表取締役 森川 道博）

住 所：三重県四日市市海山道町三丁目80番地

営 業 所：桑名営業所（三重県桑名市大字安永1056番1）

2. 行政処分等の内容

平成30年9月5日付け 中部運輸局長名による文書警告

3. 監査実施日及び監査営業所並びに監査実施の端緒

平成30年7月10日 桑名営業所（7月期集中監査月間）

4. 違反内容及び違反条項

(1) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

(2) 運転基準図の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

(3) 乗務員台帳の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則37条第1項)

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 0点

(別紙3)

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：八風バス株式会社（代表取締役 竹谷 賢一）

住 所：三重県桑名市大字小貝須字新堀北1604番地

営 業 所：桑名営業所（三重県桑名市大字小貝須字新堀北1604番地）

2. 行政処分等の内容

平成30年9月5日付け 中部運輸局長名による文書警告

3. 監査実施日及び監査営業所並びに監査実施の端緒

平成30年7月12日 桑名営業所（7月期集中監査月間）

4. 違反内容及び違反条項

(1) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

(2) 運転基準図の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

(3) 乗務員台帳の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則37条第1項)

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 0点

(別紙4)

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：アケミ交通有限会社（代表取締役 広脇 太）

住 所：三重県多気郡明和町山大淀2578番地3

営 業 所：本社営業所（三重県多気郡明和町山大淀2578番地3）

2. 行政処分等の内容

平成30年9月5日付け 中部運輸局長名による文書警告

3. 監査実施日及び監査営業所並びに監査実施の端緒

平成30年7月17日 本社営業所（7月期集中監査月間）

4. 違反内容及び違反条項

(1) 届出を行わず営業所別配置車両数を変更していた。

(道路運送法第15条第3項、道路運送法施行規則第15条第1項)

(2) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

(3) 運転基準図の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

(4) 事業報告書を提出していなかった。

(道路運送法第94条第1項、旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 0点

(別紙5)

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：岐阜乗合自動車株式会社（代表取締役 黒川 公男）

住 所：岐阜県岐阜市九重町四丁目20番地

営 業 所：関営業所（岐阜県関市東町五丁目4番地26号）

2. 行政処分等の内容

平成30年9月5日付け 中部運輸局長名による文書警告

3. 監査実施日及び監査営業所並びに監査実施の端緒

平成30年7月17日 関営業所（7月期集中監査月間）

4. 違反内容及び違反条項

(1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 5点